

質問第一八一號

検察官への勤務延長制度の適用が便宜的かつ意図的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年六月十七日

小 西 洋 之

参議院議長 山東昭子殿



検察官への勤務延長制度の適用が便宜的かつ意図的な違法無効の暴挙である」とに関する質問

主意書

一 森法務大臣は、検察官への勤務延長制度の適用が合法であるとする根拠の一つとして、令和二年五月二十一日の衆議院法務委員会において「定年により退職するという規範そのものは、検察官であつても一般法たる国家公務員法によつているというべきである」との見解を示しているが、そのように考へることとした法的根拠について示されたい。

二 前記一について、「定年により退職するという規範そのものは、検察官であつても一般法たる国家公務員法によつているというべきである」と考へることとした法的根拠について具体的な説明ができないのであれば、森法務大臣の当該見解は、そう考へたいからそうしただけという、検察庁法を蹂躪する便宜的かつ意図的な違法無効の暴挙であるのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。